

群馬縣利根郡沼田校に於ける四教諭不当罷免に關する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年五月三十一日

梅津錦一

參議院議長 松平恒雄殿

群馬縣利根郡沼田校に於ける四教諭不当罷免に関する質問主意書

さきに質問した沼田校四教諭に対する政府の回答に対し次の点が不明瞭である爲再質問する。

- 一、四教諭は各々異なる事情があると思ふが其の点が明示されていない。
- 二、四教諭罷免の理由が同一條件とは考へられないのに同一の処分を受けている点
- 一、処分には各々特異性があると思ふがそれに対する見解

右答弁の要求をする。